

高知県の地震

目 次

高知県の地震活動	
震央分布図及び断面図	1
地震概況	1
高知県で震度1以上を観測した地震の表	2
高知県で震度1以上を観測した地震の震度分布図	2
地震一口メモ	
気象庁から配信する「緊急速報メール」について	3

※「高知県の地震」は月1回発行するもので、高知県及びその周辺の地震活動状況をお知らせすると共に、適宜、社会的に関心の高い地震について解説します。また、「地震一口メモ」で地震防災知識等の普及に努め、皆様のお役に立つことを目的としています。

※この資料の震源要素及び震度データは、再調査された後に修正されることがあります。

※本資料は、国立研究開発法人防災科学技術研究所、北海道大学、弘前大学、東北大学、東京大学、名古屋大学、京都大学、高知大学、九州大学、鹿児島大学、国立研究開発法人産業技術総合研究所、国土地理院、国立研究開発法人海洋研究開発機構、公益財団法人地震予知総合研究振興会、青森県、東京都、静岡県、神奈川県温泉地学研究所及び気象庁のデータを用いて作成しています。

また、2016年熊本地震合同観測グループのオンライン臨時観測点（河原、熊野座）、米
国大学間地震学研究連合（IRIS）の観測点（台北、玉峰、寧安橋、玉里、台東）のデータを用いて作成しています。

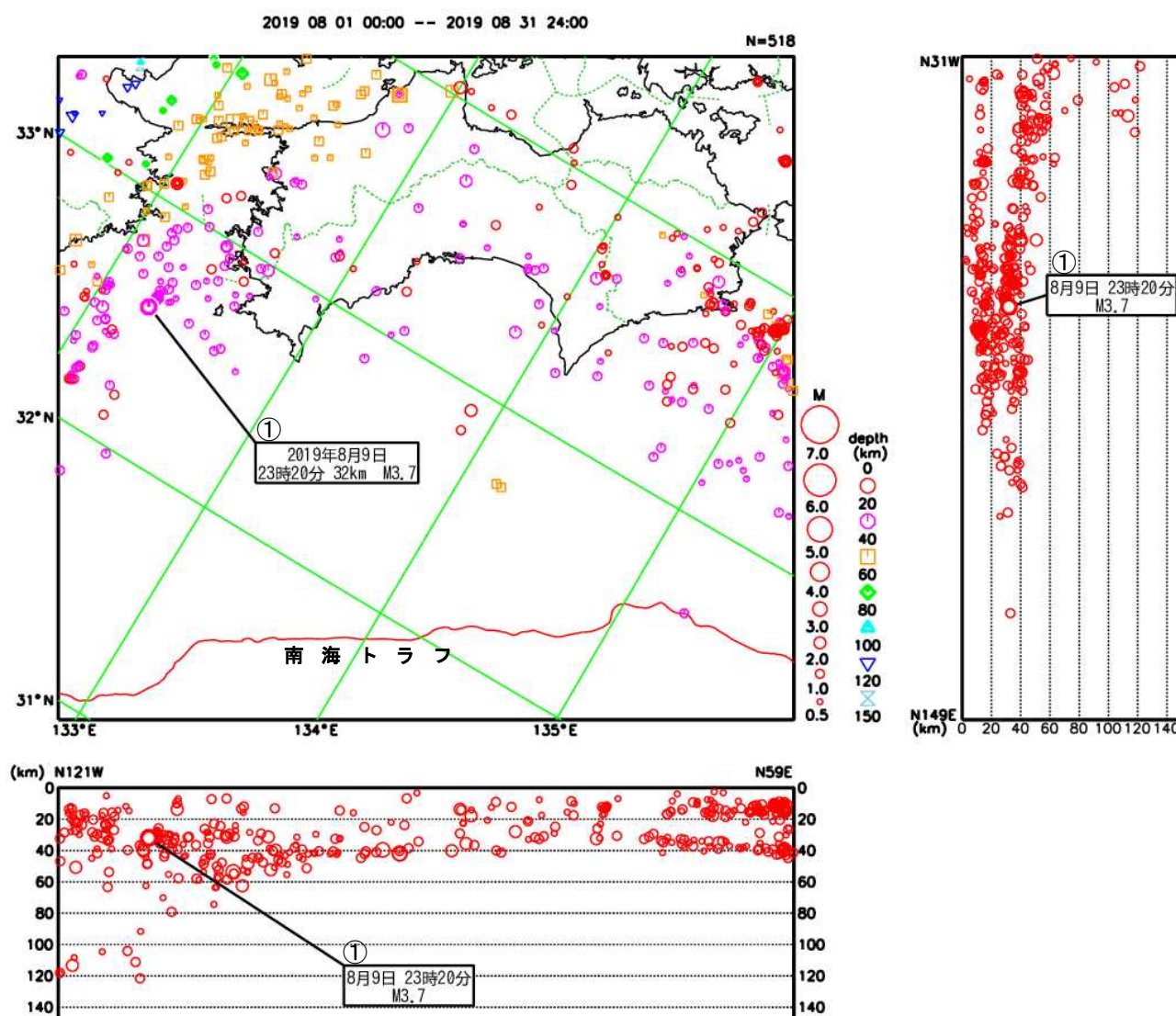
2019年(令和元年)8月

高 知 地 方 気 象 台

高知県の地震活動

「震央分布図及び断面図」

(2019年8月1日～8月31日)



震央分布図では、地震の規模を示すマグニチュード(M)はシンボルの大きさと表しています。震源の深さはシンボルの形と色を深さに応じて変えて表しています。

断面図(右図及び下図)は、震央分布図範囲内の地震の北北西-南南東方向断面図(右)と西南西-東北東方向断面図(下)を表し、それぞれの地震の震源の垂直分布を表しています。

「地震概況」

2019年(令和元年)8月に、高知県内の震度観測点で震度1以上を観測した地震は1回でした(前月は3回)。

9日23時20分日向灘の地震(深さ32km、M3.7、震央分布図①)により、宿毛市で震度1を観測しました。また、愛媛県愛南町、大分県津久見市・佐伯市、宮崎県延岡市で震度1を観測しました。

注) 地震概況にある数字①は、「震央分布図」、「地震の表」及び「震度分布図」の番号に対応しています。

「高知県で震度 1 以上を観測した地震の表」

2019 年 8 月

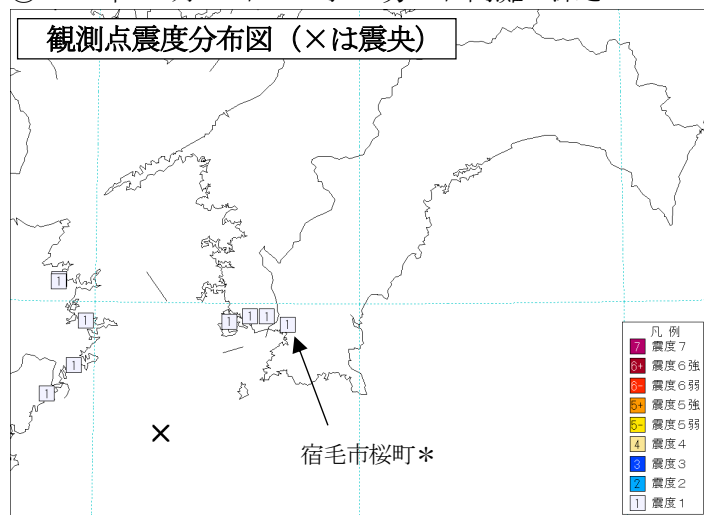
発震時刻（年月日時分） 各地の震度（高知県内のみ掲載）	震央地名	緯度	経度	深さ	マグニチュード
① 2019 年 08 月 09 日 23 時 20 分 高知県 震度 1：宿毛市桜町*	日向灘	32° 35.2' N	132° 15.3' E	32km	M3.7

注) *印は、気象庁以外（高知県または国立研究開発法人防災科学技術研究所）の震度観測点です。

「高知県で震度 1 以上を観測した地震の震度分布図」

2019 年 8 月

①2019 年 08 月 09 日 23 時 20 分 日向灘 深さ 32km M3.7



※観測点震度分布図には、県内で最も大きい震度を観測した地点が少ない場合、地点名を記載しています。
地点名の*印は、気象庁以外（高知県または国立研究開発法人防災科学技術研究所）の震度観測点です。

「地震一口メモ」

気象庁から配信する「緊急速報メール」について

気象庁では、緊急地震速報（警報）、大津波警報・津波警報、気象等に関する特別警報^(※1)、噴火に関する特別警報^(※2)を発表した時、携帯電話事業者を介して、特定のエリア内の対応端末（スマートフォン・携帯電話）へ一斉に「緊急速報メール^{※3}」を配信しています。

※1 気象等に関する特別警報は、対象市町村に初めて発表するときや、種類を追加したときに配信します。

※2 噴火に関する特別警報は、対象市町村に初めて発表したときに配信します。


※3 緊急速報メールは、携帯電話事業者が無料で提供するサービスです。

緊急速報メール配信の内容について


気象庁から配信する「緊急速報メール」の内容

～被災のおそれのあるエリアの携帯電話に一斉配信～


◆緊急地震速報（警報）




◆大津波警報・津波警報



◆気象等（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪）の特別警報

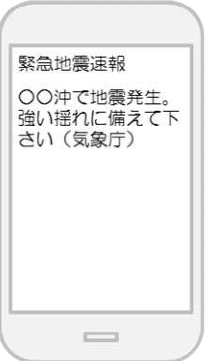
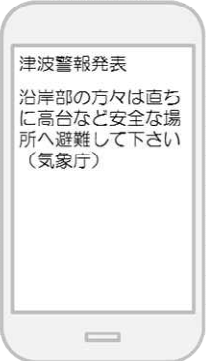
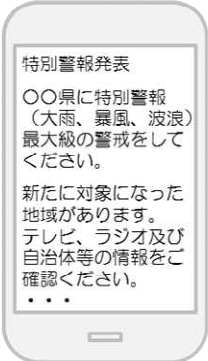
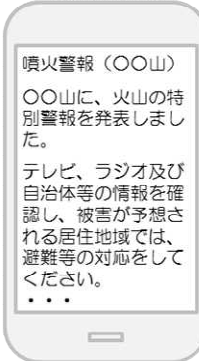


◆噴火に関する特別警報



居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が
①発生あるいは切迫している場合（噴火警戒レベル5（避難））
②予想される場合（噴火警戒レベル4（避難準備））
③噴火警戒レベル未設定火山については、上記①②に相当する場合

スマートフォンや携帯電話で緊急速報メールを受信したときには、専用の着信音の鳴動があり、配信内容に応じて下記のイメージのような画面が表示されます。

緊急地震速報（警報） （配信イメージ）	大津波警報・津波警報 （配信イメージ）	気象等に関する特別警報 （配信イメージ）	噴火に関する特別警報 （配信イメージ）
			

※ 機種によっては、受信できない場合や、受信するための設定が必要な場合があります。また、電源を切っている場合、機内モードを設定している場合、電波状態が悪い場所、通話中・パケット通信中など、緊急速報メールを受信できないことがあります。

「緊急速報メール」で受信した時は

- 緊急地震速報（警報）の場合は、まわりの人に声をかけながら、周囲の状況に応じて、あわてずに、まず身の安全を確保してください。
- 大津波警報・津波警報の場合は、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
- 気象等に関する特別警報は、重大な災害の起こるおそれが著しく高まっている状況や、すでに何らかの災害が発生している可能性が極めて高い状況で発表します。受信した時には、ただちに地元市町村の避難情報に従う等の適切な行動、命を守るための最善の行動をとってください。
- 噴火に関する特別警報（噴火警戒（居住地域）または噴火警報）の場合は、危険な居住地域からの避難等が必要です。

緊急速報メールの配信について（知識・解説）

<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/tokubetsu-keiho/kinsoku.html>